

市民文教委員会会議録

平成22年5月10日(月)

(開会) 10:40

(閉会) 11:25

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「議案第55号 専決処分の承認(訴えの提起(学校給食費請求事件))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長

「議案第55号 専決処分の承認(訴えの提起(学校給食費請求事件))」についてご説明いたします。

昨年12月に学校給食費を納入に応じられない長期滞納世帯54件に対して、飯塚簡易裁判所に支払督促の申し立てを行った件につきましては、2月25日開催されました、本委員会でご説明しご承認いただいております。その説明の折に、飯塚簡易裁判所から送付される支払督促申立書が未送達の件数が5件あり、休日指定の送付や書留郵便での送付を繰り返し行う過程で、1世帯から分割納入を求める督促異議の申し立てが行われた事で、地方自治法第179条第1項の規定により学校給食費請求事件として、平成22年3月26日付けで、専決処分させていただきましたので、報告し承認を得るものであります。

今回の専決処分につきましては、分割納入との意義を申立てられ、訴訟に移行するための手続きの期限を3月31日とする、補正命令が飯塚簡易裁判所より市に対して出され、それを受け訴訟への手続きを行ったものであります。これから飯塚簡易裁判所において、和解に向けた分納協議を行います。また、残りの4件につきましては、何ら異議の申立が無く、差押等の強制執行が可能となる仮執行宣言付支払督促申立の手続きについても完了しております。

その結果、今日までの状況としましては、申立総数54件の内、今回の1件を含めまして訴訟に移行したものが19件、今回の1件以外の18件については、分割納入による和解が成立し、既に分割納入が始められています。また、申立時に完納、もしくは一部納入され分納制約書を提出されて、それに基づく納入により、申立を取下げたものが10件、残る25件につきましては、差押等の強制執行の措置を執る事ができる仮執行宣言付支払督促の申立の手続きが完了しており、時期を捉えて差押等の強制執行の手続を飯塚簡易裁判所で行いたいと考えております。

今後においても、滞納の減少及び公平性の担保並びに納付意欲の低下を招かないためにも、必要に応じて法的措置を行う所存であります。また一方では生活の苦しい世帯へは就学援助制度等の支援措置についても案内してまいりたいと考えております。

以上 簡単ではありますが、議案についての説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永露委員

少し質問をさせていただきます。議案55号ですけども、この表題からいきますとあたかも飯塚市が未納者に対しての訴訟を起こしたというふうな、そういうとらえ方をされやすいんですけども、中身を見るとそうではないということは、我々はわかるんですけども対外的には訴えの提起ということで出てきますと、飯塚市が支払いをしていない人間に対して、訴訟を起こしたというふうなとらえ方をどうしてもされやすいんです。中身を見ると、そうでないことは僕らにはわかりますけども、でも対外的にはわからないんですね。そういうのがポンと出ると。

市はなんてひどいんだと、というふうな、そういうとらえ方をされやすいので、そういうことについてはもう少し対外的にもわかっていただけるような、システムをぜひつくっていただきたいということが願いです。それとこの中で、結局、流れとして訴えの提起というかたちになっていくんだということです。それが、いわゆる民訴法の395条の規定によりということですので、できますならば、我々も詳しくわかりませんが民訴法の395条についてですね、こういうものだというご説明をわかりやすくしていただけないか。

学校給食課長

支払い督促自体が、民事訴訟法に基づくもので民事間の金品の貸借に対する支払いが滞った場合に、飯塚市の簡易裁判所のほうに支払いをしてくださいという届け出をいたします。そうしますと、簡易裁判所のほうから相手方に、こういう訴えが出ておりますということで、裁判所から支払い督促の命令書が相手方に届きます。その件に対して何の不服もない場合は、訴えが判決と同様なものを裁判所からいただき、それに対して分割でも、たとえ分割であっても一括で支払えという申し立てに対して、異議が申し出られれば、訴訟に移っていくものでございます。そして、その後に相手方から異議の申し立てがなかった場合は、仮執行宣言付きの申立書をさらに送付して、そこでも異議の申し立て等、例えば、分割があれば訴訟のほうに移行してまいります。そこで、何の異議の申し立てもなされない場合というのは、裁判所のほうに手続きを取りまして、財産等の差し押さえ等ができる措置でございます。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第55号 専決処分の承認(訴えの提起(学校給食費請求事件))」については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:50

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

次に、永露委員から「学校教育課長の処遇」について所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。永露委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。永露委員に発言を許します。

永露委員

今回、西先生が学校教育課長に就任されたわけです。そのことについては大歓迎です。ただ、常々ちょっと疑問に思っていたんですけども、いわゆる校長が県教委の所属になります。県教委から一般職に来るわけなんです。県教委の話を聞きますと、いったん退職されて市の職員に採用される。そして、当然のことながら二、三年後にはまた戻られるわけです。戻られるときには、市を退職して今度県教委に新たに採用されるという、おそらくこの仕組みだろうと思うんですね、話に聞いたところによると。ですから、この際、再度そこら辺の流れというんですか、現職の校長が市の学校教育課長になる、そしてこれはまた辞めて県教委に戻る、すなわち現職の校長なりに戻るといふこの流れをね、いっぺん説明していただけないですか。どういう形で辞めて、また辞めて採用されるという仕組みを、わからない点もたくさんありますので、そこら辺のところ一度ご説明をまずお願いをしたい。

委員長

お諮りいたします。本委員会として「学校教育課長の処遇」について所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。「学校教育課長の処遇」についてを議題といたします。永露委員に質疑を許します。

永露委員

質疑は終わりました。

教育部長

教育委員会学校教育課としましては、現場の教育のあり方、現場に精通された方をもって、学校教育課長として現場を指導していく必要があるために、いわゆる校長経験者、校長現職であるという方を県教委にお願いいたしまして、割愛という形で飯塚市の職員として、県職を退職され飯塚市の職員として採用し、学校教育課長、二年なり三年なり、年数はちょっと未定でございますが、そのうちまた飯塚市を退職され、県教委に再就職...まあ再び採用されるという流れの中で、現在割愛職員として学校教育課長を現職の校長先生の中から県教委と相談いたしまして、定めているところでございます。

永露委員

流れはわかりましたけども、そうしますと、まず最初に県教委を退職されるわけですけども、退職される際には、一般的に言えば退職金は出ますけども、恐らくこの場合は戻るということが前提になつとも思いますので、退職金は支払いが行われなと思います、それはいかがですか。

教育部長

そのとおりでございます。

永露委員

それと一番最後の段になりますけども、二、三年して学校教育課長をというか、市の職員を今度退職される。これもおそらく退職金等でないだろうと思います。退職金が出ないで退職されて、今度新たに県教委が採用するということになりますけども、その県教委が採用することに対しての何か担保的なものはありますか。それは一つ県教委の裁量でしょ。現実問題として県教委の裁量になつるとわけでしょ。裁量になるということは、まあ一般的には、採用するという前提のもとでやるんでしょうけども、裁量である限りはそうでないこともありうるということですから、場合によっては。ですから、そんなことでは非常に当人の身分が不安定になりますので、市の教育委員会として県教委と具体的に詰められて、何らかの形で新たな採用を、戻るときにはきちんと県教委において受け入れると、採用するという担保的なものをもらうようにすべきじゃないかと私は思っているんですが、このことについていかがですか。

教育部長

身分の保障という点では、現在割愛という制度の中で動いておりますので、きちっとした協定書というか、そういったものはございません。ただ今後、県教委とこの件については話し合っていきたいと考えております。

永露委員

最後に要望だけしておきます。今申し上げましたように、私の感覚では非常に身分の保障というものをとって見れば、不安定なものだというふうに思うんですよ。せっかく来ていただいて。こちらからお願いしてきていただいたのに、帰るときの保障がないと。今までやってきたから大丈夫だろうとかいうことではなくて、これからは市のほうと県教委のほうと詰めていただいて、そこら辺のきちっとした担保的なもの、今言われました協定書なり文書を交わすとか、そういうものの中できちっとした当人の身分保障的なものをぜひやっていただきたいと。これからは続くことですから、ぜひやっていただきたいと思っておりますので、このことについては県教

委のほうと、きちっと話し合いを持たれてください。ぜひ持っていただきたい。そして、できるだけ早い時期にその内容、報告をもう一度私どものほうにご報告をしていただけますか。

教育部長

県教委と話し合った結果につきましては、当委員会のほうにご報告させていただきます。

永露委員

話し合いは結構なんです。ぜひそういう形で話し合ってくださいことは結構なんです、市の、あなた方の立場として、ぜひこういう形でやってくださいと。ゼロベースでどうしましょうかではなくて、こちらに来ていただく立場の人間として、やっぱりきちとした形の中で戻っていただけるような仕組みをつくっていただきたいと私どもはそう思っておりますので、どうでしょうかというぐらいのことでやっていただけんですか。

教育部長

これは割愛という制度との問題がございますので、できるだけこちらにみえる学校教育課長の身分が、保障できるような形のスタンスを持ちながら話をさせていただきたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

永露委員

今の答弁ちょっとわかりにくかったですけども、私は市のスタンスとしては、こういう気持ちを持っております。ですから、できるだけこういう自分たちのスタンスに沿うような形で、ぜひご検討いただけんですかとか、だから完全なゼロベースということではなくて、自分たちの意向もちゃんときちっと皆さん方、教育委員会の中で話をされて、人事課も含めて結構ですけども、市の立場としてはこういう形でぜひやっていただきたいということを、きちっとまずこちらの態度をやって、そしてそれを持って県教委と交渉していただきたい。全くゼロでどうしましょうかということではなくて、そういう形でやっていただきたいと思いますが、それこそ、そうやりますと言ってください。

教育部長

そういう方向でやります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りします。本件については調査終了することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了することに決定いたしました。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。